

## 〔総説〕

# 看護教育の現状と課題

板垣 恵子<sup>1)</sup>

1) 東北文化学園大学医療福祉学部看護学科

### 要旨

私立看護系大学を中心に看護教育の現状と課題をみてきた結果以下のことが分かった。私立看護系大学が増加しているが、少子化という社会状況から将来、教育方針、教育目標、教育内容、教育評価により淘汰され、私立看護系大学は減少することが予測される。看護教育の現場に求められる教育内容は、医療の進歩や社会の変化に応じて内容が高度になっている。高度な教育内容を、学生の学習能力に応じて教育効果がでるように工夫することが必要である。臨地実習において実習施設の確保が困難な現状であるが、臨地実習のあり方や実習効果を考えた実習施設の確保と実習内容の吟味と工夫を行い、看護教員実習指導者の育成を行う必要がある。

【キーワード】 看護教育、現状、課題、私立看護系大学

## I. はじめに

小山(2000年)は、看護は社会のニーズによって生まれたものであり、ゆえに看護教育は社会のニーズに対応できる人材の育成をめざしていると述べている。

21世紀に入り、医療は遺伝子やIPS細胞の発見とその利用など目覚ましい進歩と発展をとげている。看護においても看護研究が盛んに行われ、科学的根拠が重視され、看護の内容も変化してきた。

看護教育は医療と看護の進歩に伴い教育内容が難しくなり、しかも速いスピードで変化してきている。看護の内容が難しく変化してきているのに反して、社会では看護を志望する学生が増加し、看護系大学、特に私立看護系大学の新設・増加が著しい。

医療と看護を取り巻く状況の急速な変化の中で、

私立看護系大学の看護教育に焦点を当てて現状と課題を概観してみた。

## II. 看護教育の現状

### 1. 大学に看護教育の歴史

第二次世界大戦後、看護師、保健師、助産師の免許は1948年(昭和23)に「保健婦助産婦看護婦法」が制定され国家免許となり、国家試験の受験資格は、高等学校卒業後3年間の専門教育を履修することになった。1976年(昭和51)に「学校教育法」の一部改正により看護教育は専修学校制度となった。

4年制大学の教育は、1952年(昭和27)に高知女子大学家政学部衛生看護科が誕生し、1953年(昭和28)に東京大学医学部に衛生看護科ができ、1954年(昭和29)に戦前から高い看護教

育を行ってきた聖路加女子専門学校が聖路加女子短期大学となり、1964年（昭和39年）聖路加看護大学となり、私立の看護系大学の第1号となった。1967年（昭和42）に大阪大学医療技術短期大学部ができ、国立大学の看護学校で最初に短期大学となり、その後国立の各大学でも短期大学部ができた。1975年（昭和50）に千葉大学看護学部が設立され、1993年（平成5）に大阪大学医療技術短期大学部が大阪大学医学部保健学科となり、その後順次国立大学の短期大学部は医学部保健学科となっていった。公立の看護系大学や私立の看護系大学も作られ、2013年（平成25）には、看護系大学は210校、短期大学（3年課程）は24校になった。大学での看護教育は医学部や工学部など他の分野よりはるかに遅れたものであった。

1980年（昭和55）聖路加看護大学に大学院看護学研究科（修士課程）が設置され、1988年（昭和63）には博士課程が誕生した。その後、看護系大学には大学院が次々設置され、大学院に入学する学生も増え、大学院教育が盛んになっている。

看護系大学・短大以外の看護師養成については2013年度（平成25）の看護専修学校は11校、看護各種学校は327校、高等学校専攻科6校、高等学校5年一貫教育校が76校で看護師教育が行われている。

准看護師免許は都道府県知事免許であるが、2013年（平成25）では高等学校衛生看護科15校、准看護師学校860校で教育が行われている。

1993年（平成5）に保健婦の資格を男子にも広げ、保健士の名称ができた。

看護職の呼称も、看護婦（士）、保健婦、助産婦から、2001年（平成13）に看護師、保健師、助産師に変更になった。

## 2. 看護教育制度

看護職としての免許には、看護師、保健師、助産師、准看護師があり、前三者は国家試験による

免許である。准看護師は都道府県試験による免許である。看護師および准看護師の資格を得るための教育は図1、保健師、助産師の免許を得るための教育は図2のように看護教育は多様で複雑である。

看護師養成についてみると、高校を卒業した後、4年制の看護系大学のコースと、3年制の看護短大や看護専門学校のコース、高等学校5年一貫校のコースがある。修業年限に違いがあり、一番早く国家試験受験資格が得られるのは高等学校5年一貫校のコースである。看護系大学では看護師国家試験受験資格と保健師または助産師国家試験受験資格を同時に得られるところもある。

准看護師養成については、中学を卒業後に高等学校衛生看護科3年（定時制は4年）のコースと、准看護師学校2年のコースがある。准看護師学校については、最近高校卒業または大学卒業後に入学する学生が多くなっている。准看護師試験に合格した後、看護師になる道も設けられており、そのコースも多様である。

保健師と助産師の免許については、保健師または助産師の養成課程がある看護系大学の場合、看護師国家試験と一緒に保健師または助産師の国家試験を受験することができる。平成22年度の保健師助産師看護師指定規則の改正後、大学院で保健師または助産師の教育を行う大学も出てきた。

4年制の看護系大学以外の看護師養成課程を経て看護師国家試験に合格した場合、大学の助産学専攻科に編入学するコース、短期大学の地域看護学専攻科または助産学専攻科や保健師学校、助産師学校で1年間学習するコースがある。

このように看護師の資格を得る方法は10種類以上ある。日本の看護教育制度が多様であることは、看護職を希望する人々に個人の状況にあった教育の機会を与えている一方、制度をよく理解していない場合は看護師への道を遠回りする場合もある。

## 3. 看護師養成所数と定員

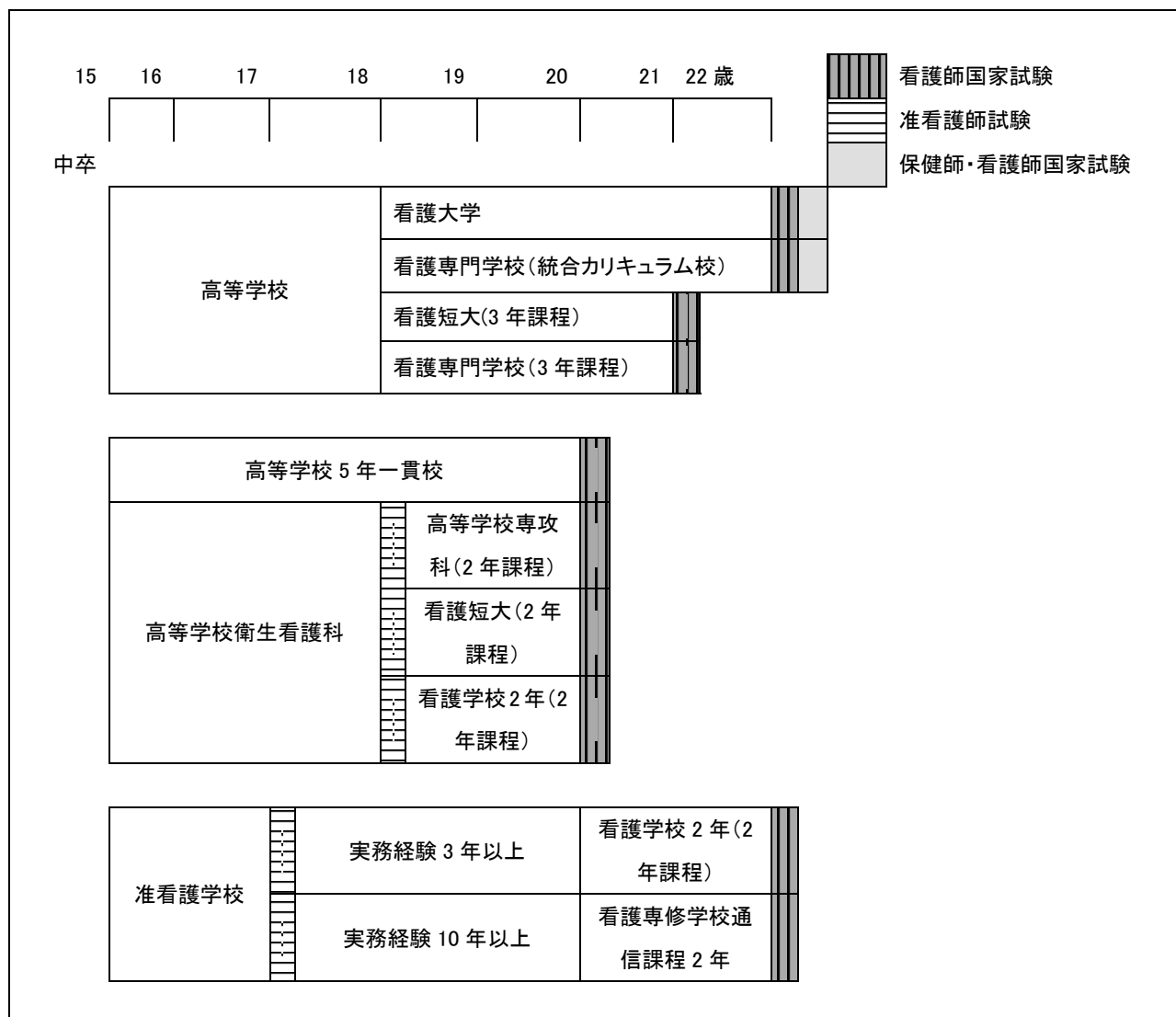


図1 看護師教育制度

2013年(平成25)文部科学省看護師・准看護師等養成施設・入学定員年次施設一覧によると看護師は看護系大学210校、看護短大24校、高等学校専攻科6校、高等学校5年一貫校76校、専修学校11校、各種学校327校、准看護師は高等学校15校、各種学校15校であった。

保健師は30校(看護大学を除く)、助産師は99校で養成されている。看護職は多様で複雑な看護教育制度、多様な教育機関で養成されている。

1975年(昭和50)の看護系大学は10校であったが、看護系大学は年々増加し、2013年には218校になった。2013年の看護系大学の内訳は、国立42校、公立47校、私立121校である。

学校の種類別入学定員をみると、看護師では1975年(昭和50)では看護系大学は340名、看護短大は1810名、高等学校専攻科は770名、各種学校は8140名であり、准看護師については高等学校6826名、各種学校は6866名であった。

2013年の看護師の定員では、看護系大学は17779名、看護短大は285名、高等学校専攻科285名、高等学校5年一貫校は4035名、専修学校は1020名、各種学校25349名であり、准看護師については、高等学校は800名、各種学校は800名であった。

看護系大学の定員の内訳は、国立が2894名、公立が3692名、私立が11193名であった。私立の看護系大学での看護師養成数が増加していた。

看護短大について、国立の看護短大は2003年度（平成15）をもって看護系大学に移行したため、現在は公立と私立の看護短大で看護師を養成している。

准看護師の養成数は減り、各種学校での養成数が増加している。准看護師養成から看護師養成に切り換えた学校が増加したためと考えられる。

看護師 国家試験	大学助産学専攻科 1年	保健師 国家試験	保健師 助産師
	大学院地域看護学専攻（保健師）2年		
	大学院助産学専攻（助産師）2年		
	短期大学地域看護学専攻科（保健師）1年		
	短期大学助産学専攻科 1年		
	保健師学校 1年		
	助産師学校 1年		

図2 保健師・助産師教育制度

#### 4. 教育内容

看護教育は卒業する時点で国家試験受験資格を得ることになるため「保健師助産師看護師養成所指定規則」のしびりを受ける。

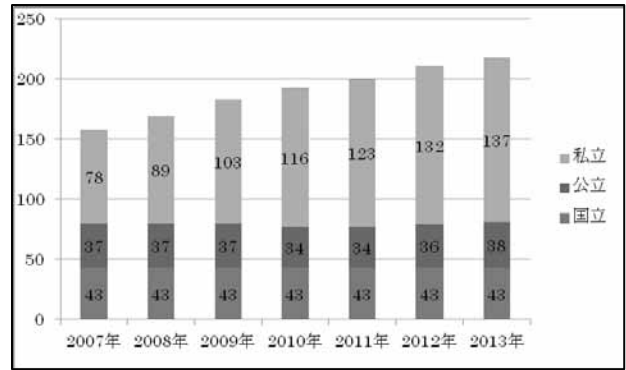


図3 看護系大学の推移

「保健師助産師看護師指定規則」は繰り返し改正が行われ、現在看護師養成に関する別表3では、基礎分野13単位、専門基礎分野21単位、専門分野I13単位、専門分野II38単位、統合分野12単位、計97単位となっている。以上の単位のうち23単位が臨地実習である。

各領域の教育内容は以下の通り行うようにとされている。基礎分野では、専門基礎分野と専門分野の基礎となる科目を設定し、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。人間と社会を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法を養える内容とする。

専門基礎分野では、人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とし、演習を強化した内容とする。人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割等を含むものとする。

専門分野Iでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶために、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容

とする。事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。

専門分野Ⅱでは、臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病、障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、終末期看護に関する内容を含むものとする。老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習するような内容とする。知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。保健医療福祉との連携・協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。

統合分野については、在宅看護論は地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。

在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。

チーム医療及び多職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。看護をマネジメントできる基礎的知的能力を養う内容とする。医療安全の基礎的知識を含む内容とする。災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。

国際社会において、広い視野に基づき、看護師としての諸外国との協力を考える内容とする。看護技術の統合的な評価を行う内容とする。臨地実習について、在宅看護論実習では訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。

表1 看護学校養成所指定規則別表3

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基礎	13
	人間と生活、社会の理解	
	小計	13
専門基礎科目	人体の構造と機能	15
	疾病の成り立ち回復の促進	6
	健康支援と社会保障制度	6
	小計	21
専門科目Ⅰ	基礎看護学	10
	臨地実習	3
	基礎看護学実習	3
	小計	13
専門科目Ⅱ	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	16
	成人看護学実習	6
	老年看護学実習	4
	小児看護学実習	2
	母性看護学実習	2
	精神看護学実習	2
	小計	38
統合科目	在宅看護論	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	4
	在宅看護論実習	2
	看護の統合と実践実習	2
	小計	12
合計		97

看護の統合と実践の臨地実習は、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。一勤務体を通じた実習を行う。夜間の実習を行うことが望ましいとされている。

保健師については別表 1 において、公衆衛生看護学 16 単位 (14 単位)、疫学 2 単位、保健統計学 2 単位、保健医療福祉行政論 3 単位 (2 単位)、臨地実習 5 単位、計 28 単位 (25 単位) となっている。

助産師教育については別表 2 おいて、基礎助産学 6 単位 (5 単位)、助産診断・技術学 8 単位、地域母子保健 1 単位、助産管理 2 単位、助産実習 11 単位、計 28 単位 (27 単位) となっている。

以上の内容の教育を受けて卒業が認められた者に国家試験受験資格が与えられる。

看護師国家試験問題は、必修問題、一般問題、状況設定問題の 3 種類の問題がある。最近の国家試験の傾向は、単に暗記しただけでは解けない問題が多く、看護の実践における思考力、判断力、応用力を求める問題が多くなってきている。

問題の形式は、知識そのものを問う想起型の問題、看護の常識から推論する推論型問題、データや症状が何を表しているのかを解釈する解釈型問題、データや症状を解釈し、さらに問題を解決するにはどうすればよいか臨床現場での対応を問う問題解決型問題がある。看護学生の目標はこの国家試験に合格し看護師、保健師、助産師の免許を取得することである。

### Ⅲ. 看護教育の課題

厚生労働省看護師養成所入学状況調査 (2013 年) によると、2010 年 (平成 22) の看護系大学の志願者は 87,308 人、看護短大は 98,971 人で、合計すると 191,946 人となり、実質倍率は看護系大学が 4.6 倍、短期大学は 2.3 倍、看護系大学・短期大学を除いた看護学校養成所は 3.6 倍と看護職の人気は高い。

受験生の看護職についての人気に伴い 2013 年

では私立の看護系大学数は 120 校となっており、今後も毎年数校ずつ増えていく予定である。

社会不況の中で、資格を有する職業が生活を営む上で有利であることから看護職を志望する受験生が多く、家族や周囲の人々も看護職を勧める理由になっていると考えられる。病院の診療報酬改訂に応じて看護の需要が変わり、また看護師は結婚や出産を機会に離職する人も多いため、常に看護師の需要は高く、就職先を問題にすることは少ない。そのため看護職を希望する受験生が多いとも考えられる。

しかし、日本は少子化が問題となっており、2013 年の年少 (0~15 歳) 人口の割合は 12.9% に減少している。看護職を目指す学生が多くても、その数は今後毎年減少することが予測される社会状況の中で、私立看護系大学の増加をどう捉えればよいのか。少子化という社会状況から、将来教育方針、教育目標、教育内容、教育評価により淘汰され、看護系大学は減少することが予測されるため、生き残るためには、教育目標、教育内容の見直しを行うとともに将来を見据えた計画が必要であると考えられる。

西山らの調査では、看護学生の看護師養成校の選択理由は、「授業料が安い」(37.7%)、「設備がよい」(21.8%)、「印象がよい」(20.0%) であり、大学生は「学校印象」や「教育内容」を重視しており、短大生や専門学校生は「授業料」や「学校設備」を重視していたと報告している。

私立看護系大学では、国立・公立の看護系大学と比較すると入学金を合わせた授業料は高い。筆者が勤務しているのは私立看護系大学であるが、学生は入学後複数の奨学金を受けており、アルバイトをしながら大学に通っていることが多く、アルバイトが自己学習時間を少なくしている場合も多い。看護系大学に入学する学生が増えているが、子供を大学に通わせている家族の経済状態は苦しい場合も多いと考えられる。学生の確保や学習効果という視点から考えると、学生や家族の経済的問題についても対処していくことが課題であると

考える。

## 2. 教育内容の見直しと実習施設の確保

看護系大学の教育は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則と大学設置基準の2つのしぼりを受ける。

看護系大学の増加に伴って生じているのは、教員確保と、入学する学生の能力低下という問題である。

看護系大学では必要とする看護教員を確保する場合、大学の教員選考基準に従って教員の採用、職位の決定を行うが、教員の公募を行っても看護教員が見つからない場合が多い。そのため看護系大学・短大等から教員の引き抜きなどが行われ、引き抜かれた学校では教員の不足が生じ、教育経験の少ない教員の採用が多く行われている。また、看護教員の定数を満たさないという状況も生じている。

このような状況で期待するのが、自分の大学の卒業生を教員として育成することであるが、そのためには卒業後の実務経験と大学院に進学して修士・博士の学位を取得する年限を数えて待つことが必要であり、長期計画が必要となる。また、在職中の教員のキャリアアップのため、大学院進学、研修や研究の奨励なども行われているが、そのために教員不在の問題が生じるが、対策として教員同志の協力体制とシステム構築も必要となる。

入学する学生の能力については、学生間での差がみられる。学習習慣を身につけた学生は自分から課題を見つけて学習をしているが、学習習慣が身につけていない学生については入学後の教育が大変である。多くの私立看護系大学ではこのような学生を多く抱えている。読む、書く、計算するなどの基本的な知識も身につけていない学生が多いため、小・中・高の基礎的な知識を身につける学習を行うとともに、国家試験対策として、2年次から国家試験模擬試験を実施し、学内と学内での模擬試験対策講座を計画し、自己学習時間を増やすための対策など考えられるあらゆる対策を実

施している私立看護系大学が多い。また、看護の学習に対する学生のモチベーションが低く、大学に入学すれば簡単に卒業できると考えて勉強をしない学生も多くいる。このような学生にあの手この手の国家試験対策を行う中で考える事は、「このようにしてまで教育した看護師を社会が必要としているのか」ということである。田口（2005年）は、「私は今年、学生指導を経験させていただき、学生さんをみてこのままナースになったら大変だろうなと感じました。実習自体がカリキュラムの変更に伴って少なくなっている現状ですが、その時の学生さんには、少ない時間でたくさんの経験をしようという姿勢はあまり見られませんでした。実習というのは実際の看護場面を学ぶ場ですが、病棟にきてから勉強をしている学生が多いのです。多少本を見る程度ならよいのですが、ずっと書き物をしていたり・・・。基本的な勉強は家でやってきてほしいと先生に伝えたこともあります。それでも教員は記録などで評価することが多いため、そんな学生でも合格にすることが多いです。そのような状態でナースになるのですから、当然、ギャップは生じると思います。」という臨地実習指導を行っている看護師の話を紹介している。この話にあるような体験を多くの教員はしている。23単位の臨地実習を約1年間かけて行っている学生は、毎日学習に追われて疲れており、中には実習についていけない学生も出てくる。また、看護ではない職業の方が向くと思われる学生が看護師を目指して大学に入学したが、途中で進路をかえる場合もある。保健師助産師看護師学校養成所指定規則に準じた教育を行おうとしても、教育に学生がついていけないのでは問題が大きい。看護教育についての課題は、学生の能力に合わせた教育方法と教育内容で学習効果を上げる方法の開発である。

看護師養成のための臨地実習は23単位である。多くは病院などの医療施設で実習が行われているが、実習施設の確保が重要な課題である。大学内に附属病院を持たない場合、臨地実習の全てを学外で

行うことになり、そのための実習施設を確保する必要がある。

宮城県の場合、現在実習を引き受けているほとんどの病院等の医療施設は複数の学校の実習を引き受けており、医療施設毎に実習調整会議を開いて実習期間、実習学校を決めている。後発の学校は先発の学校が実習を行わない期間を探して実習を行うことになり、希望する期間に実習を行うことが難しく、新たに実習施設を開拓しなければならぬ状況である。新たな実習施設には、臨地実習指導者と実習設備の問題が生じている。今まで看護実習を引き受けていない医療施設は、実習指導する臨地実習指導者が不足しているため、最初は教員の指導が多く必要となる。看護教員と臨地実習指導者の役割分担を明確にするとともに、実習施設と協働して実習指導者の研修会の開催、共同研究などを行い、臨地実習指導者の育成を行う必要がある。また、学生が記録や休憩に使用する部屋やロッカー等の設備も不十分な場合が多い。新たに開拓された医療施設は、学校より距離が遠く離れていたり、交通状態がよくなかったりして、実習期間中の通学の問題も生じている。

実習施設の問題は病院等の医療施設だけでなく、市町村や保健所などの公共の実習施設について不足しており大きな問題となっている。平成23年度から保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により保健師課程の臨地実習は4単位から5単位に増加した。それまで看護系大学では卒業時に看護師と保健師の両方の国家試験受験資格を得ることができたが、平成23年以降ほとんどの看護系大学は保健師課程を選択制、大学院での養成に変更している。

看護系大学ができる以前から、保健師課程以外に保健所や市町村で臨地実習をほとんどの看護学

校が行っていた。現在も在宅看護論の臨地実習として保健所や市町村での臨地実習として多くの看護学校が継続して行っている。保健師課程の臨地実習は、県内の市町村や保健所だけでは実習場の確保が難しく、他県での実習場確保や、産業や学校に実習場が拡大している。臨地実習における実習場確保も大きな課題である。臨地実習施設の確保とともに、実習内容の再検討を行い、効果的な臨地実習を工夫する必要がある。

#### IV.おわりに

私立看護系大学を中心に看護教育の現状と課題をみてきた結果以下のことが分かった。

1. 私立看護系大学が増加しているが、少子化という社会状況から将来、教育方針、教育目標、教育内容、教育評価により淘汰され、看護系大学は減少することが予測される。
2. 看護の教育の現場に求められる教育内容は、医療の進歩や社会の変化に応じて内容が高度になっている。高度な教育内容を、学生の学習能力に応じて教育効果が出るように工夫することが必要である。
3. 臨地実習場の確保が困難な現状であるが、臨地実習のあり方や教育効果を考えた実習施設の確保を行うとともに、実習内容の吟味と工夫を行い、看護教員と実習指導者の育成を行う必要がある。

#### 引用文献

- 1) 『系統看護学講座』編集室編 (2013年) : 看護師国家試験問題解答と解説
- 2) 小山真理子. (2000年) : 看護教育の現状と課題、季刊・社会保障研究、Voi.36, No.4、505～509
- 3) 小山真理子 (2007年) : 新カリキュラムがめざすこと、看護教育、Vol48、No.7、555～562
- 4) 厚生労働省 2013年度看護師学校入学状況及び卒業生就業調査 (2013年)



- 5) 田口正男 (2005 年) : 定着を阻む古くて新しい看護教育の問題、看護教育、Vol.46.No. 7、526～531.
- 6) 西山智春、大室律子、鈴木良子他 (2004 年) : 看護学生の高等学校教育における進路決定に関する要因、看護教育、Vol45、No.8、717～721.
- 7) 文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会資料6、看護に関する基礎資料、(2000 年)
- 8) 文部科学省「看護師・准看護師養成施設・入学定員年次別推移一覧」(2013 年)